

介護保険収入に係る留意事項

1 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

介護保険法の規定に基づく収入は、サービスの種類に応じて取扱いが異なりますので、「計算の基礎とする収入金額の計算」（計算書中段部分）の記載に当たっては留意してください。

区 分	サービスの種類	計 上 区 分	
		社会保険診療に係る収入金額（A）	その他の収入金額（B）（内訳の「社会保険診療に該当しない介護保険収入」欄）
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護		○
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
	訪問看護 介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	通所介護 介護予防通所介護		○
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	○	○（注）
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	○	○（注）
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
	居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス		○
	介護保健施設サービス	○	○（注）
	指定介護療養施設サービス	○	○（注）
	介護医療院サービス	○	○（注）
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護 等		○

（注） 利用者が負担した「居住費」、「滞在費」及び「食費（食材料費と調理費）」は「その他の収入金額」となります。また、利用者の負担軽減のために介護保険から給付される「特定入所者介護サービス費」も「その他の収入金額」となります。

2 留意事項

① 介護保険収入のうち「社会保険診療に係る収入金額(A)」欄に計上するものについて

介護保険法の規定に基づく収入に係る取扱いは、サービスの種類によって異なります。

社会保険診療に係る収入に該当するサービスの種類は、地方税法第72条の23第3項第4号に規定されているものであり、例えば、「訪問看護」、「通所リハビリテーション」等のサービスに係る収入を「社会保険診療に係る収入金額(A)」欄に計上します。また、「訪問介護」、「通所介護」等のサービスに係る収入については、社会保険診療に係る収入に該当しないため、「その他の収入金額(B)」欄(内訳の「社会保険診療に該当しない介護保険収入」欄)に計上します。

なお、損益計算書上、介護保険法の規定に基づく収入を一括して介護保険収入等として計上している場合であっても、サービスの種類に応じて、「社会保険診療に係る収入金額(A)」欄に計上するものと「その他の収入金額(B)」欄に計上するものに区別することになりますので留意してください。

② 介護サービス利用に係る食費・居住費等の利用者負担分の取扱いについて

利用者が負担した「居住費」、「滞在費」及び「食費(食材料費と調理費)」は、「その他の収入金額(B)」欄に計上します。

例えば、「通所リハビリテーション」に係る収入は「社会保険診療に係る収入金額(A)」欄に計上しますが、当該サービスの利用者が負担した食費等、介護保険対象外の費用として収入したのものについては、「その他の収入金額(B)」欄に計上することになります。

③ 介護保険のサービスの種類の確認方法について

神奈川県国民健康保険団体連合会からの「介護給付費等支払決定額内訳書」等により確認できます。

④ 介護保険対象外のサービスや、ケアプランにないサービスを提供したことによる収入(全額利用者負担分)に係る取扱いについて

社会保険診療に係る収入に該当しませんので、「その他の収入金額(B)」欄に計上します。